

島原地域広域市町村圏組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和57年9月9日条例第4号

(設置)

第1条 本組合の施設整備資金を積み立て、財政の健全な運営を期するため、島原地域広域市町村圏組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は毎会計年度一般会計予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、組合の施設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。